賃金比較月・報告月の考え方

☆比較月：<u>補助対象期間最終月から１２か月前以降</u>の支払日が属する月

※申請時に、指定する比較月の賃金支払いが完了している必要があります。

★報告月：<u>実績報告書提出時点の直近</u>に支払日の属する月

※補助対象期間中に報告月の賃金支払いが完了している必要があります。

（第１回申請の場合、R7.9.5までに支払いが完了した賃金が対象となります。）

<u>賃上げ要件：実績報告時において（☆比較月の時給換算額＋３０円）≦（★報告月の時給換算額）となっていること</u>